

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月及び同年9月並びに47年4月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から38年9月まで
② 昭和47年4月から48年1月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間①は、昭和37年9月に厚生年金保険の資格喪失後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間②は、郵便局で納付書により保険料を納付していた。

また、申立期間③については、国民年金保険料の定額保険料に加えて、付加保険料を納付していた。

私は、老後のことを考えて国民年金保険料の納付を続けてきたので、申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立期間③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和38年8月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金に任意加入しながら国民年金保険料を納付しなかったとは考え難いことから、申立期間①のうち、38年8月及び同年9月の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立期間が10か月と比較的短期間であり、申立人の主張どおり、A市では昭和46年4月から郵便局で国民年金保険料を納付できたことが確認できるところ、社会保険庁の記録により、当該申立期間前の39年8月から47年3月までは任意加入により保険料が納付されていることが確認できること、及び申立人の所持する国民年金手帳から、当該申立期間中の48年1月16日に任意加入から強制加入への変更手続が行われ

ていることが確認できることから、申立人が申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 38 年 8 月 1 日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 8 月 31 日に払い出されていることが確認できるところ、国民年金の任意加入は制度上、加入手続の時点からさかのぼって被保険者となり得ないことから、申立期間①のうち、37 年 9 月から 38 年 7 月までの期間は国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は、国民年金保険料の定額保険料に加えて付加保険料も納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 61 年 10 月に申立人に対して過年度納付書が発行され、当該期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が、制度上、現年度納付によるほか納付できない付加保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月及び同年 9 月並びに 47 年 4 月から 48 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所の説明は、当該期間は任意加入前の未加入期間であり、還付手続がとられているというものであった。

しかしながら、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を一括で納めた際の領収証書を所持しており、還付された記憶は無く、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA市が発行した「国民年金保険料納入通知書」により、申立人が、申立期間を含む昭和52年度第4期分（昭和53年1月から同年3月まで）の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人は昭和50年1月20日から国民年金の強制加入となり、同年2月8日から任意加入となっていることが確認できる。一方、社会保険庁の特殊台帳では、申立期間については未加入期間とされており、国民年金保険料が還付された記載があるが、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和53年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、他の公的年金に加入した記録もないため、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料が還付される理由はないことから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の受給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から37年4月1日まで

A学園では用務員として勤務していたが、退職時に脱退手当金の説明を受けたことは無い。支給記録のある当時はまだ21歳で、厚生年金保険や脱退手当金のことは何も分からず、会社からも退職金はもらっていない。

脱退手当金については、平成8年に社会保険事務所で年金記録の確認をするまで制度自体も知らず、脱退手当金を請求した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日（昭和37年4月1日）から約3年9か月後の昭和40年12月28日に支給されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は20歳到達時の昭和39年2月4日付けで国民年金の被保険者資格を取得しており、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と100円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日とし、同年4月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から同年5月1日まで

昭和56年4月21日に、B社から、同社から分社したA社に異動したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格取得日が同年5月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

両会社は、同一建物内にあり、勤務場所及び勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の証言から、申立人が、昭和56年4月21日にB社からA社に異動し、申立期間中も継続して同社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載から、11万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和56年3月31日であり、また、同社では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間において、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が昭和56年4月21日から同年5月1日に訂正されていることから、A社では当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年4月21日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年5月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日とし、同年4月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から同年5月1日まで

昭和56年4月21日に、B社から、同社から分社したA社に異動したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格取得日が同年5月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

両会社は、同一建物内にあり、勤務場所及び勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の証言から、申立人が、昭和56年4月21日にB社からA社に異動し、申立期間中も継続して同社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載から、16万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和56年3月31日であり、また、同社では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間において、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が昭和56年4月21日から同年5月1日に訂正されていることから、A社では当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年4月21日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年5月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日とし、同年4月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から同年5月1日まで

昭和56年4月21日に、B社から、同社から分社したA社に異動したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格取得日が同年5月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

両会社は、同一建物内にあり、勤務場所及び勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の証言から、申立人が、昭和56年4月21日にB社からA社に異動し、申立期間中も継続して同社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和56年3月31日であり、また、同社では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間において、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が昭和56年4月21日から同年5月1日に訂正されていることから、A社では当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年4月21日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年5月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日とし、同年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から同年5月1日まで

昭和56年4月21日に、B社から、同社から分社したA社に異動したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格取得日が同年5月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

両会社は、同一建物内にあり、勤務場所及び勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の証言から、申立人が、昭和56年4月21日にB社からA社に異動し、申立期間中も継続して同社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和56年3月31日であり、また、同社では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間において、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が昭和56年4月21日から同年5月1日に訂正されていることから、A社では当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年4月21日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年5月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月21日とし、同年4月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月21日から同年5月1日まで

昭和56年4月21日に、B社から、同社から分社したA社に異動したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格取得日が同年5月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

両会社は、同一建物内にあり、勤務場所及び勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の証言から、申立人が、昭和56年4月21日にB社からA社に異動し、申立期間中も継続して同社に勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の「昭和56年 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和56年3月31日であり、また、同社では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同社は、申立期間において、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日に係る記載が昭和56年4月21日から同年5月1日に訂正されていることから、A社では当初、新規適用日及び申立人の資格取得日を同年4月21日として届け出たものの、社会保険事務所では、申立人の資格取得日を同年5月1日と決定したものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から46年3月まで

申立期間当時、両親と私はA町で畑作と酪農を営んでいた。国民年金の加入手続は、私が20歳になったころ、母親がA町役場でしてくれた。

国民年金保険料は、納付金額は憶えていないが、母親から借りたお金で、A町役場の集金人に前納により納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころに、申立人の母親がA町役場で申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人は、昭和45年12月にB市に転居しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、B市に転居後の46年4月ころに払い出されたものと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親から借りたお金でA町役場の集金人に前納により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立人はB市に住んでいる上、申立期間のうち、昭和42年8月から43年12月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、かつ、44年1月から45年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は44か月と長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人の国民年金の加入手続及び申立人に国民年金保険料を貸していたとする申立人の母親は、既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年4月まで
昭和41年4月ころ、私がA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、厚生年金保険に加入していた期間を除き、私が、毎月現金でA町役場に納付し、検認印が押された国民年金手帳を受け取っていた。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳及びA町の被保険者名簿により、申立人は、昭和44年1月10日に国民年金に任意加入し、46年1月25日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、A町では、「任意加入者に未納があった場合は12月に未納通知を送付し、年度末が近い1月から3月の間は毎月督促していた。任意加入者の意志を確認することなく国民年金被保険者資格を喪失させることはなかった。（このような手続は）どこの市町村も同様であったと思う。」と回答していることから、A町が申立人の同意なく国民年金被保険者資格の喪失手続を行うとは考え難く、46年1月以降は未加入期間とされていることから、申立人は国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書ではなく現金で、毎月、A町役場に納付し、検認印が押された国民年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人の特殊台帳から、昭和44年度の保険料を昭和45年2月にまとめて納付していることが確認でき、毎月納付していたとする申立人の主張とは相違がみられる。このため、申立人は、45年4月からの保険料についても納付していなかったことから、A町の回答のとおり、申立人は、A町から年末に未納通知を受け、その後も督促されて、46年1月25日に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、昭和46年10月以降は、市町村への国民年金保険料の納付方法は、

申立人の主張する印紙検印方式から納付書方式に変更されており、申立人の主張する納付方法では納付できなかったと考えられる。

加えて、申立期間は73か月と長期間であり、申立期間すべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。